

## 東洋英和女学院大学／公的研究費等の不正使用防止計画

(2014 年9月24日 改訂)

### 1. 目的

東洋英和女学院大学（以下「本学」という。）は、公的研究費等[注]の不正使用を誘発する要因の把握に努め、公的研究費等の不正使用を防止する体制の構築を図るため、次の通り「東洋英和女学院大学／公的研究費等の不正使用防止計画」を策定する。

尚、この計画の内容については、文部科学省からの情報、他の研究機関の対応状況等を参考にしながら、随時見直しを行うものとする。

[注]本学における「公的研究費等」とは、科研費をはじめとする公的研究費・補助金のみならず、外部研究費および学内研究助成・研究所経費を含むものとする。

### 2. 不正を発生させる要因の把握・リスク分析を踏まえた具体的な防止策の策定

不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意するとともに、学長その他公的研究費等の使用に関し責任を有する者は、以下の点に留意し、不正を発生させる要因の把握とリスク分析に努め、具体的な防止策の策定により内部統制の強化を図る。

- ・ルールと実態が乖離していないか。
- ・定期的に説明会を実施し、ルール変更点等の周知徹底がなされているか。
- ・決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。
- ・取引に対するチェックが不十分になっていないか。
- ・研究者と取引業者の間が密接になり過ぎていないか。
- ・予算執行が特定の時期（年度末等）に偏っていないか。
- ・過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。
- ・小額であっても、すべての納品が職員によって検収されているか。
- ・非常勤雇用者の管理が研究者まかせになっていないか。
- ・出張関係書類の提出義務は徹底されているか。

### 3. 学内の責任体系の明確化

#### (1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、学長とし、大学全体の公的研究費等の運営・管理について執行責任ならびに最終責任を負う。

#### (2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、副学長ないし相当職とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。統括管理責任者は、研究コンプライアンス推進委員会（委員長は学長）と協働し、不正防止計画の実施と推進を図る。

### (3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、学部長とし、統括管理責任者の指示の下、公的研究費等の運営・管理（コンプライアンス教育、モニタリング、改善指導）について実質的な責任と権限を持つ。

## 4. 環境整備

(1) 公的研究費等の執行ルールを整備し、ホームページ、ハンドブック等により当該ルール等を全教職員に周知する。

### (2) 相談体制の整備

公的研究費等に関する相談窓口を設置し、全教職員及び学外者に周知する。

## 5. 公的研究費等の適正な管理

「東洋英和女学院大学／公的補助金を受ける研究・事業およびこれに準ずる研究・事業執行の手引き」（以下、執行の手引き）に定めた学内ルールの厳格な運営・管理を実施することにより、上記2で列挙されているような要因から誘発される不正防止に努める。

## 6. 関係者の意識向上

不正使用の防止に係る行動規範を策定するとともに、研修会を定期的で開催し、全教職員に周知を図る。

## 7. 不正使用に対する調査及び懲戒

### (1) 通報窓口の設置

不正使用に関する通報窓口を学内に設置する。なお、通報者の保護には十分に配慮するものとする。

### (2) 調査等について

不正使用が疑われる場合の調査、是正措置等に関する実施体制を整備する。

### (3) 処分等について

不正使用が行われた場合の教職員及び業者に対する処分等に関する規程を整備する。

## 8. 公的研究費等の運営・管理に対するモニタリング

不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないように、執行の手引きに定めた学内ルールの運営・管理状況に関し、機関全体の観点からのモニタリングや内部監査の実施を行い、適時・適切な検証を実施する。

以上